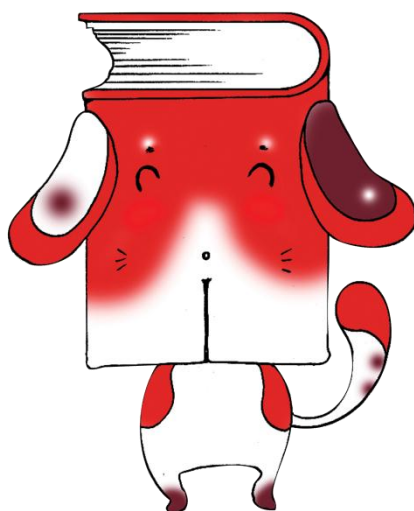


## 第2次 伊豆の国市子ども読書活動推進計画



平成26年8月

伊豆の国市教育委員会

## 目次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
第2章 計画の基本目標	1
1 子どもの読書環境の整備	1
2 本とふれあい親しむ場の提供	1
3 子どもの読書活動に関する啓発と広報	1
4 家庭・学校・地域・図書館などの関係機関の連携・協力	1
第3章 伊豆の国市における子ども読書活動の現状と推進のための取組み	2
1 家庭における現状と取組み	2
2 保育園・幼稚園における現状と取組み	3
3 小・中学校における現状と取組み	5
4 市立図書館における現状と取組み	7
数値目標	9
＜参考資料＞	
静岡県子ども読書推進計画（努力目標一覧）	10
用語解説	11
子どもの読書活動の推進に関する法律	12

## 第1章 基本的な考え方

### 1 計画の目的

読書は、言葉を学ぶだけでなく、子どもたちの感性を磨き表現力を豊かにします。子どもの頃から「本を読むこと」を習慣づけることは、自ら学ぶ力、他人を思いやる力、自己啓発力を育みます。

第1次計画は、子どもたちがたくさんの本と出会い、楽しんで読書することができるよう読書環境を整え、自らすすんで読書できる力を育てることを目的に策定しました。この成果と課題を踏まえて「第2次伊豆の国市子ども読書推進計画」を策定します。

### 2 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(※1)第9条の規定に基づいて策定された国の基本的な計画及び静岡県の推進計画を基本とし、伊豆の国市総合計画を踏まえ、今後の伊豆の国市における子どもの読書活動推進に必要な施策に関する計画として位置づけます。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成26年からおおむね10年間とし、この計画をすすめます。

## 第2章 計画の基本目標

第1次では、設定されていませんでしたが、第2次計画では、よりわかりやすく、実践しやすいよう、「基本目標」を設定しました。

### 1 子どもの読書環境の整備

子どもが本に親しみ、すすんで読書できるよう、読書環境を整えます。

### 2 本とふれあい親しむ場の提供

子どもが本を楽しみ、ふれあうことのできる場を提供します。

### 3 子どもの読書活動に関する啓発と広報

広く市民にこの取組を認識してもらい、子どもの頃の読書が大切であることを理解してもらえるよう、啓発・広報に努めます。

### 4 家庭・学校・地域・図書館などの関係機関の連携・協力

家庭・学校・地域・図書館などが連携・協力をし、子どもの読書活動を推進していきます。

### 第3章 伊豆の国市における子ども読書活動の現状と推進のための取組み

#### 1 家庭における現状と取組み

##### (1) 第1次計画の成果・課題

パパママ学級では、これから親となる両親に向けて、読み聞かせ、読書の大切さを伝えています。子育て支援センターでは、毎月読み聞かせボランティアがおはなし会(※2)を開催しています。未就園児の子育て相談会で、ボランティアによる読み聞かせをおこなっています。

3か月児健康相談の際に、ブックスタート(※3)で、読み聞かせの大切さを説明しながら、絵本をプレゼントしています。

##### <課題>

公民館や子ども会・ジュニアリーダーの活動に読書活動を取り入れることは、子ども会の会員の減少などから、とても難しい状況です。そのため、子どもがはじめて本と出会う就学前の子どもがいる「家庭」への働きかけを重点的に行います。

##### (2) 目標達成のための取組み

###### ①子どもの読書環境の整備

- ・子育て支援センターや児童館の絵本コーナーを充実させます。
- ・3か月児健康相談の際に、ブックスタートを行い、親子で絵本を読む楽しさを伝えます。

###### ②本とふれあい親しむ場の提供

- ・子育て支援センターや子育て相談会で、就園前の子どもたちに読み聞かせボランティア等の協力により読み聞かせを行います。
- ・図書館で、定期的におはなし会を開催し、就園前の子どもたちに読み聞かせを行います。

###### ③子どもの読書活動に関する啓発と広報

- ・乳児健診や子育て相談会等で保護者に向け、リーフレットや図書館の利用案内を配布し、読み聞かせの大切さや図書館の利用を呼びかけます。

###### ④家庭・学校・地域・図書館などの関係機関の連携・協力

- ・パパママ学級に、図書館司書が出向き、読み聞かせや絵本について話し、絵本や読み聞かせの楽しさを伝えます。

## 2 保育園・幼稚園における現状と取組み

### (1) 第1次計画の成果・課題

園では、子どもの年齢や関心に合わせ、担任が中心となり絵本の読み聞かせを行っています。保育園では、おやつや給食の前、幼稚園では、降園時などの時間に行っています。読み聞かせを行うことで、子どもたちは、おはなしを集中して聴くことができるようになったり、表情豊かに絵本の楽しさを味わったりしています。

絵本コーナーを園児や保護者が利用しやすい場所に設置し、明るく居心地良い空間となるよう本の配置や表示の工夫をしています。園児や保護者は、自由に手に取り読むことができ、本に親しみを持つことができます。

降園時や週末に絵本の貸出しをしている園もあります。おたよりで、季節の本やおすすめの本を紹介しています。

保護者やボランティアや図書館司書が読み聞かせを行っています。子どもたちは、いろいろな人の話を喜んで聴いています。

#### <課題>

選書が読み手の好みに偏る傾向があるため、子どもの心育ちに合った様々な種類の選書をするよう心掛ける必要があります。

本の取り扱いが乱雑になってしまうことがあるため、本を大切に扱う気持ちを育てていくことが必要です。

読み聞かせをする家庭としない家庭の差があるため、どの家庭でも読み聞かせを楽しく積極的に行えるよう働きかけが必要です。

### (2) 目標達成のための取組み

#### ①子どもの読書環境の整備

・読書に親しめるよう絵本コーナーの環境を整えます。年齢別コーナーを設けたり、季節の本やおすすめの本を紹介したりして、様々な絵本に触れられるようにします。

・シールやラベルで色分けする等、子どもたちが、子どもたち自身で片付けができるように工夫します。子ども自身で片付けをすることにより、絵本を大切に作る気持ちを育てます。

#### ②本とふれあい親しむ場の提供

・読み聞かせの時間を確保し、偏りがない選書に心掛け、発達段階（心育ち）に合った読み聞かせを行います。

・参観会などで、親子で絵本の読み聞かせを聴く機会を設け、読み聞かせ（読書）の楽しさや大切さを伝えます。

③子どもの読書活動に関する啓発と広報

- ・図書だよりやクラスだより等で絵本の紹介や読み聞かせ（読書）の楽しさや大切さを伝えます。
- ・季節の絵本やおすすめの絵本などを掲示し、紹介します。

④家庭・学校・地域・図書館などの関係機関の連携・協力

- ・保護者に働きかけ読み聞かせに協力してもらいます。
- ・担任や保護者だけでなく、読み聞かせボランティアや図書館司書におはなし会などを依頼し、いろいろな人の話を聴く機会を作ります。
- ・市の図書館に行き、絵本だけでなく、たくさんの本に触れる機会を作ります。

## 4 小・中学校における現状と取組み

### (1) 第1次計画の成果・課題

司書教諭(※4)と学校司書(※5)が連携し、授業で使うたくさん資料をそろえています。

図書委員は、図書の貸出返却をはじめ、本へのバーコード(※6)貼りや蔵書印押印などの本の装備、全校集会や全校放送でおすすめ本の紹介等積極的に行っています。各学校とも朝読書全校一斉読書が行われ、全員で本を読むことで集中力が養われています。読書週間や読書月間には、読書郵便やおはなし会を開催し、子どもが興味をもって読書をするきっかけとなっています。保護者や読み聞かせボランティア、図書館司書による読み聞かせが行われ、子どもたちはゆったりと充実した時間を過ごしています。児童・保護者の読書への関心を高めるため、図書だよりを発行しています。

#### <課題>

学校司書の勤務時間が短いことから、「司書教諭と打ち合わせ時間を取ることが難しく、十分な話し合いをすることができない。」また、「学校図書室が閉まっている時間帯がある。」等、図書室を利用する子どもたちにとって、不利な点があります。

古い本は多くあるが、新しい本が少なく、子どもたちの要望に応えられないことがあるので、新しい本を購入し、資料を充実させる必要があります。

### (2) 目標達成のための取組み

#### ①子どもの読書環境の整備

- ・おすすめの本、テーマに沿った本などを並べ、子どもたちが本を読みたくなるような工夫をします。
- ・図書室の本の並べ方を工夫し、利用しやすい図書室づくりを心掛けます。
- ・新しい資料を購入し、子どもたちが利用するのに十分な資料の確保に努めます。
- ・学級文庫はそれぞれの学年にあった本を選び、充実した内容にします。
- ・いつでも図書室に行って本を借りられるように、いつも図書室に学校司書がいる環境をつくりまします。

②本とふれあい親しむ場の提供

- ・読み聞かせや、ブックトーク（※7）、アニメーション（※8）を実施し、読書の楽しさを伝えます。
- ・読書週間や読書月間には、保護者、読み聞かせボランティアが協力し、読書郵便（※9）やおはなし大会などを行い、子どもたちの読書意欲を高めます。
- ・朝読書、全校一斉読書を行い、読書に取り組む場面をつくります。

③子どもの読書活動に関する啓発と広報

- ・図書だよりを発行し、学校で行われている読書活動の取組みを保護者に紹介します。
- ・参観日などの学校行事の際に、読書活動の様子を掲示し、読書活動への理解を求めます。

④家庭・学校・地域・図書館などの関係機関の連携・協力

- ・保護者やボランティアの協力により、図書室を整備し、使いやすい環境を整えます。
- ・保護者をはじめ、読み聞かせボランティア、図書館司書によるおはなし会を行います。
- ・市の図書館へ出向き、市立図書館の仕事や役割を学ぶとともに、多くの種類の本にふれる機会をつくります。



## 5 市立図書館における現状と取組み

### (1) 第1次計画の成果・課題

図書館は、子どもたちが本とふれあうことのできる身近な施設です。図書館では、児童コーナーに子どもたちの本を集め、赤ちゃん連れの親子が一緒に楽しむことができる赤ちゃん絵本コーナーを設けてあります。

また、子どもたちが、図書館をもっと身近に、本に親しみをもてるように、定期的におはなし会を開催し、季節ごとにおはなし大会を開催しています。

3か月児相談の時には、健診会場で読み聞かせの大切さを伝え、「ブックスタート」パックを手渡しています。

保育園、幼稚園には、読み聞かせを、小学校には、読み聞かせ、ブックトーク等を司書が出向き、行っています。

子どもたちと本をつなぐ役割も持つ図書館として、さらに充実した活動が求められます。

### (2) 目標達成のための取組み

#### ①子どもの読書環境の整備

- ・子どもたちが心から楽しむことのできる本を収集し、魅力ある蔵書を心がけます。
- ・赤ちゃんから楽しむことのできる「赤ちゃんコーナー」を充実させます。
- ・ブックスタート事業を継続します。

#### ②本とふれあい親しむ場の提供

- ・定期的におはなし会を開催します。
- ・季節ごとのおはなし大会（おたのしみ会）を開催します。
- ・保育園・幼稚園・小学校等に司書が出向き、読み聞かせを行います。
- ・小学校に司書が出向き、ブックトーク等を行います。

#### ③子どもの読書活動に関する啓発と広報

- ・広報誌をはじめ、チラシ、ポスター、市のホームページ等を通じて広く情報を提供します。
- ・春のこどもの読書週間（※10）、秋の読書週間（※11）に本、そして図書館に親しみを持ち、身近に感じてもらえるよう、子ども向けの行事を開催します。

④家庭・学校・地域・図書館などの関係機関の連携・協力

- ・小学校や中学校の朝の読み聞かせに、「図書館読み聞かせボランティア」を派遣します。
- ・保育園・幼稚園・小学校・学童保育等に団体貸出をします。
- ・市内で活動する読み聞かせボランティア団体との連絡会、勉強会を開催します。
- ・市民を対象とした読み聞かせ講座を開催します。

伊豆の国市子ども読書推進計画(第2次計画) 数値目標

	目標項目	現状(平成24年度)	平成35年度
1	図書館の児童図書の蔵書冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	10.8冊	11冊以上
2	図書館の児童図書の年間貸出冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	14.6冊	20冊以上
3	市利用者カードの登録率(0歳～12歳)	39.9%	45%以上
4	ブックスタート配布率	98%	100%
5	図書館での子ども向けイベントへの参加人数	289人	500人
6	図書館のヤングアダルトコーナーの蔵書冊数	3,334冊	4,000冊
7	図書館読み聞かせボランティア数	7人	20人
8	県子ども読書アドバイザー数	1人	5人

### 静岡県子ども読書推進計画【努力目標(数値目標)一覧】

推進計画全体の達成目標		数値(H29)	実績(H24)
本を読むことが好きだと答える児童・生徒の割合		80%	小73.3% 中69.7% 高64.6% 特69.1%

	目標項目	数値(H29)	実績(H24)
1	1週間に1度は家庭で本に親しむ子どもの割合	80%	小65.3% 中55.8% 高40.8% 特54.1%
2	県内市町立図書館の児童図書の蔵書冊数(12歳以下の子ども1人当たり)	9冊以上	8.2冊
3	県内市町立図書館の児童図書の年間貸出冊数(12歳以下の子ども1人当たり)	20冊以上	17.9冊
4	子ども読書アドバイザーの養成人数	200人	164人(H25)
5	朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校の割合(特別支援学校は、児童生徒等の実態に応じて朝読書、読み聞かせ等の読書活動に取り組む学部数)	小100% 中100% 高90% 特100%	小100% 中100% 高84.1% 特97.0%
6	1か月の目標読書冊数	小8冊以上 中4冊以上 高2冊以上	小6.6冊以上 中3.2冊以上 高1.9冊以上
7	図書標準を達成している学校数の割合	80%	小71.1% 中44.7%
8	司書教諭が読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援等を行う時間を位置付け、実施している学校の授業の支援等を行う時間を位置付け、実施している学校割合(12学級以上の司書教諭発令校を対象とする)	100%	小64.6% 中52.6% 高29.1% 特45.0%
9	学校司書を配置している学校数の割合	小95% 中95% 高95%	小76.5% 中77.5% 高75.8%
10	県内市町立図書館における蔵書横断検索対象館の割合	100%	96%(H25.4)
11	「子ども読書の日」(4月23日)と「子どもの読書週間」(4月23日～5月12日)に関連して読書啓発(図書館利用指導を含む)に取り組んだ学校数、公立図書館数の割合	小70% 中70% 高60% 特70% 図100%	小58.0% 中42.8% 高14.2% 特39.4% 図84.2%
12	「読書週間」(10月27日～11月9日)に関して読書啓発に取り組んだ学校数、公立図書館数の割合	小100% 中100% 高75% 特90% 図100%	小95.1% 中78.0% 高54.0% 特78.8% 図80.0%
13	「子ども読書活動推進計画」の見直しをした、または見直しを図っている市町数の割合	100%	74.3%

## 用語解説

### ※1 子どもの読書活動の推進に関する法律

参考資料として掲載

### ※2 おはなし会

複数の子どもたちに、読み聞かせやおはなしをおこなう会

### ※3 ブックスタート

赤ちゃんと保護者に絵本や子育てに関する情報が入ったブックスタートパックを手渡し、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心を通わす時間を持つきっかけづくりをすることを目的に市が実施する事業。

### ※4 司書教諭

学校図書館法第5条の規定に基づく学校図書館の専門的職務にあたる職員（教諭をもって充てる。）のこと。平成15年度から12学級以上の学校に配置が義務づけられた。

### ※5 学校司書

学校図書が児童・生徒に活用されるようにする業務を担当する職員のこと。

### ※6 バーコード

図書館や学校図書室の本は、コンピュータで管理されている。管理上、本1冊1冊にそれぞれ異なる番号のバーコードを貼り区別している。

### ※7 ブックトーク

一つのテーマに従っていろいろな本を紹介することで、本への興味を引出し、本と読者を結びつける手法。

### ※8 アニマシオン

スペインで生まれた読書教育。ゲーム的な手法を通じて読書力を深め、論理的な思考を促す取組。

### ※9 読書郵便

読んだ本の感想を伝え、読書の輪を広げる活動。

### ※10 こどもの読書週間

4月23日～5月12日の約3週間。4月23日は「子ども読書の日」。

### ※11 読書週間

11月3日を中心とした2週間（10月27日～11月9日）をいい、読書の普及と推進、出版文化の向上を目的としたもの。

参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日

法律第 154 号

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすると共に、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する総合的なかつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告すると共に、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とすると共に、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。